

第4章 悪臭

1 悪臭規制物質と規制基準

- | | |
|---------------------------|----|
| (1) 悪臭規制物質と敷地境界線上における規制基準 | 80 |
| (2) 排出水中における規制基準 | 81 |

1 悪臭規制物質と規制基準

悪臭とは、人に不快感や嫌悪感を与えるにおいてことで、次のとおり悪臭規制物質と規制基準が定められ、その発生源については次のようなものが考えられます。

(1) 悪臭規制物質と敷地境界線上における規制基準

悪臭物質	においの性質	規制基準(ppm)		主要発生源事業場
		規制区域のうち 工業及び工業専用地域	規制区域のうち 左記以外の地域	
アンモニア	し尿のようなにおい	2	1	畜産農業、鶏糞乾燥場、複合肥料製造業、でん粉製造業、化製場、魚腸骨処理場、フェザー処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
メチルメルカプタン	腐ったたまねぎのようなにおい	0.004	0.002	クラフトバルブ製造業、化製場、魚腸骨処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
硫化水素	腐った卵のようなにおい	0.06	0.02	畜産農場、クラフトバルブ製造業、でん粉製造業、セロファン製造業、ビスコースレーベン製造業、化製場、魚腸骨処理場、フェザー処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
硫化メチル	腐ったキャベツのようなにおい	0.05	0.01	クラフトバルブ製造業、化製場、魚腸骨処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
二硫化メチル		0.03	0.009	クラフトバルブ製造業、化製場、魚腸骨処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
トリメチルアミン	腐った魚のようなにおい	0.02	0.005	畜産農業、複合肥料製造業、化製場、魚腸骨処理場、水産かん詰製造業等
アセトアルデヒド	青ぐさい刺激臭	0.1	0.05	アセトアルデヒド製造工場、酢酸製造工場、酢酸ビニル製造工場、クロロブレン製造工場、たばこ製造工場、複合肥料製造工場、魚腸骨処理工場等
プロピオンアルデヒド		0.1	0.05	
ノルマルブチルアルデヒド	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	0.03	0.009	塗装工場、その他の金属製品製造工場、自動車修理工場、印刷工場、魚腸骨処理場、油脂系食料品製造工場、輸送用機械器具製造工場等
イソブチルアルデヒド		0.07	0.02	
ノルマルバニルアルデヒド	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい	0.02	0.009	
イソバニルアルデヒド		0.006	0.003	
イソブタノール	刺激的な発酵したにおい	4	0.9	
酢酸エチル	刺激的なシンナーのよう	7	3	塗装工場、その他の金属製品製造工場、自動車修理工場、木工工場、繊維工場、その他の機械製造工場、印刷工場、輸送用機械器具製造工場、鋳物工場等
メチルイソブチルケトン	なにおい	3	1	
トルエン	ガソリンのようなにおい	30	10	
スチレン	都市ガスのようなにおい	0.8	0.4	
キシレン	ガソリンのようなにおい	2	1	
プロピオン酸	すっぱいような刺激臭	0.07	0.03	脂肪酸製造工場、染色工場、畜産事業場、化製場、でん粉製造工場等
ノルマル酪酸	汗くさいにおい	0.002	0.001	畜産事業場、化製場、魚腸骨処理場、鶏糞乾燥場、畜産食料品製造工場、でん粉製造工場、し尿処理場、廃棄物処分場等
ノルマル吉草酸	むれたくつ下のにおい	0.002	0.0009	
イソ吉草酸		0.004	0.001	

※盛岡市の「規制区域」は、都市計画法の市街化区域と同じ区域である。

(2) 排出水中における規制基準

事業場から排出される排出水に含まれる悪臭物質(メチルメルカプタン, 硫化水素, 硫化メチル, 二硫化メチルに限る。)の規制基準は、次の式により算出した排出水中の濃度である。

$$CL_m = k \times C_m$$

CL_m : 排出水中の濃度(mg/l)

k : 下表の値

C_m : 敷地境界線上における規制基準値(ppm)

悪臭物質	流量Q(m ³ /秒)		
	$Q \leq 0.001$	$0.001 < Q \leq 0.1$	$0.1 < Q$
メチルメルカプタン	16	3.4	0.71
硫化水素	5.6	1.2	0.26
硫化メチル	32	6.9	1.4
二硫化メチル	63	14	2.9

※メチルメルカプタンについては、0.002mg/lを規制基準の下限とする。

